

第IV章 都市づくりの分野別方針

1. 土地利用の方針

1-1 基本的な考え方

- ・集約型都市構造の実現に向け、都市核を中心としたまとまりのある市街地の形成を目指します。
- ・市街化を図るエリアと開発を抑制するエリアを明確化し、用途地域内の農地や低・未利用地の利活用を図り、計画的な土地利用の形成を図ります。
- ・地区計画や建築協定*等の規制誘導手法の導入を検討し、住民の合意形成を図りながら、良好な住環境の維持・保全を図ります。

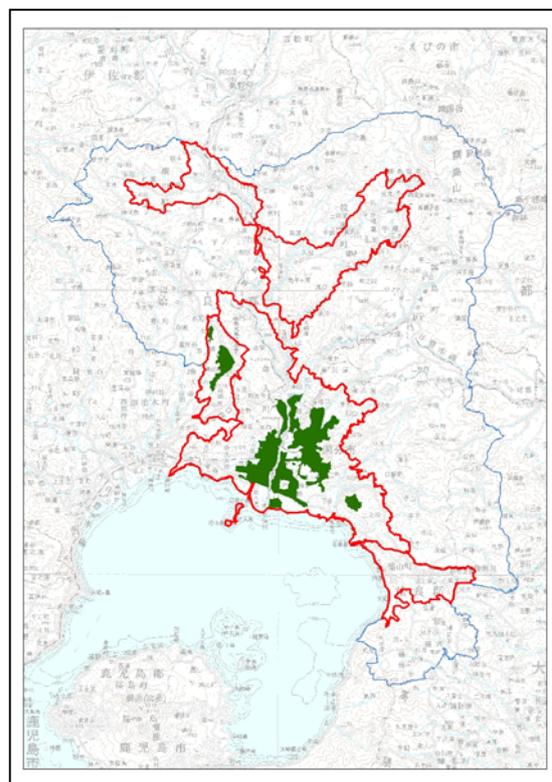
1-2 都市計画区域内の方針

(1) 用途地域の方針

1) 商業系

① 商業・業務地

- ・国分中央三丁目や見次^{みつぎ}交差点を中心とした市街地を本市の主要な商業・業務地として位置付け、商業施設や業務施設等の集積を図ります。
- ・市役所周辺における、市民会館や総合福祉センター、保健センターなどの公共・公益施設が集積する地区は、機能の維持・充実を図ります。
- ・日当山^{ひなたやま}、姫城^{ひめぎ}地区は、温泉郷としての観光面の機能を有していることから、観光地として魅力のある商業地域の形成を目指すとともに、周辺に住宅地が多く立地していることに十分配慮しつつ、地域に密着した商業地域を形成します。



- 用途地域
- 都市計画区域

国分都市計画区域と隼人都市計画区域が接する部分の境界線は表示していません。

■ 都市計画区域と用途地域

②近隣商業地

- ・見次・真孝等の国道 223 号沿道や都市計画道路野口線の国分中央六丁目から見次交差点付近に至る沿道、JR 隼人駅周辺などを、生活圏のサービス需要に対応するための近隣商業地と位置付け、効率的な配置を促進するとともに、その機能の維持・充実を図り、生活利便性の向上に努めます。

③沿道サービスゾーン

- ・都市計画道路向花清水線の JR 国分駅西側周辺沿道や都市計画道路野口線の川跡交差点から見次交差点に至る沿道、国道 223 号の見次交差点から隼人東インターチェンジ付近に至る沿道には、ロードサイド型*の商業施設が立地していることから、沿道型商業地としての充実を図ります。
- ・国道 10 号の主要地方道国分霧島線との交差点から国道 223 号との交差点に至る沿道及び主要地方道国分霧島線の国道 10 号との交差点から川跡交差点に至る沿道は、沿道景観に十分配慮しつつ、幹線道路の商業需要に対応した商業地としての利用を図ります。

2) 住居系

①低層住宅地

- ・土地区画整理事業*や計画的な開発事業等により形成された住宅地や、低層住宅を主体とする地域を低層住宅地として位置付け、良好な住環境の維持・保全を目指します。

②一般住宅地

- ・一定規模の生活利便施設と中低層の住宅を主体とする地域を、一般住宅地として位置付け、周辺環境との調和を図りながら利便性の高い快適な中低層住宅地*としての利用を図ります。
- ・既存の住宅や用途地域内の農地、低・未利用地の有効活用を図り、市街地における定住促進を図ります。
- ・快適な住環境の形成と将来の住宅需要に対応するため、用途地域の見直しなどを適宜検討し、宅地の適正な誘導に努め、秩序ある住宅地の開発を進めます。

3) 工業系

①工業地

- ・地域に点在する大小の工業用地は、引き続きその機能を維持し、必要に応じて拡充を図ります。
- ・既存の工業団地や、新たに整備される工業団地については、敷地内の緑地化等を促進し、周辺の住環境や景観に配慮した整備を推進します。
- ・隼人港周辺は、隼人東インターチェンジからのアクセスがよく、企業立地条件に恵

まれた地区です。このため、周辺環境に十分配慮し、工業用地としての開発を検討する必要があります。

②流通業務ゾーン

- ・国道 10 号の主要地方道国分霧島線との交差点から国道 223 号との交差点に至る沿道域においては、ロードサイド型商業施設を含めた流通拠点を配置し、東九州自動車道の国分インターチェンジ、隼人東インターチェンジ及び隼人港周辺においては、恵まれた交通利便性を生かし、流通業務地としての土地利用を検討します。
- ・鹿児島空港に面する国道 504 号沿道においては、空港に関連する流通業務施設の拠点としての利用を図ります。

(2) 非線引き用途白地地域の方針

- ・用途地域周辺において、農用地区域*が除外され、商業施設の立地や小規模な住宅地開発の進行等が見られる地域を「市街化適正誘導区域」と位置付け、秩序ある土地利用に向けた用途地域制度や地区計画制度の活用等について検討するとともに、都市基盤*の整備や緑化の推進等により、良好な住環境等の形成を図ります。
- ・市街化適正誘導区域や地域拠点等を除く都市計画区域内の非線引き用途白地地域については、無秩序な市街地の拡大を抑制するエリアとして位置付け、良好な集落環境や田園景観等の保全に努め、必要に応じて特定用途制限地域*等の土地利用規制について検討します。

1-3 農業・自然的土地利用の方針

(1) 農地

- ・農業生産基盤整備がなされた農地及び今後実施が見込まれる優良農地は、農業の生産基盤としての機能を維持するとともに、農用地を分断するような土地利用の転換を極力抑制し、緑のオープンスペース*として保全に努めます。
- ・農業の継続的な発展のため、農業振興地域整備計画*に沿った、ほ場整備や農道・用排水路等の生産基盤整備を進め、生産性の向上や優良農地の確保を図ります。

(2) 森林

- ・森林については、水源涵養*機能や国土保全機能、水質・大気の浄化機能など、市民生活に密着した機能を有しており、自然景観、動植物の生息地などの重要な役割を果たしていることから、これらの貴重な財産の保全に努めます。
- ・林業の振興のため、森林整備計画*に基づき、林道などの整備を進め、森林の適切な維持管理に努めます。

1-4 都市計画区域の再編

- ・本市は、旧市町の合併により、複数の都市計画区域が共存する状態となっていますが、今後、一体の都市として総合的な都市計画を進めていくため、既に生活圏が形成されているまとまりのある地域をもとに、都市計画区域の設定を見直し、再編について検討を行います。

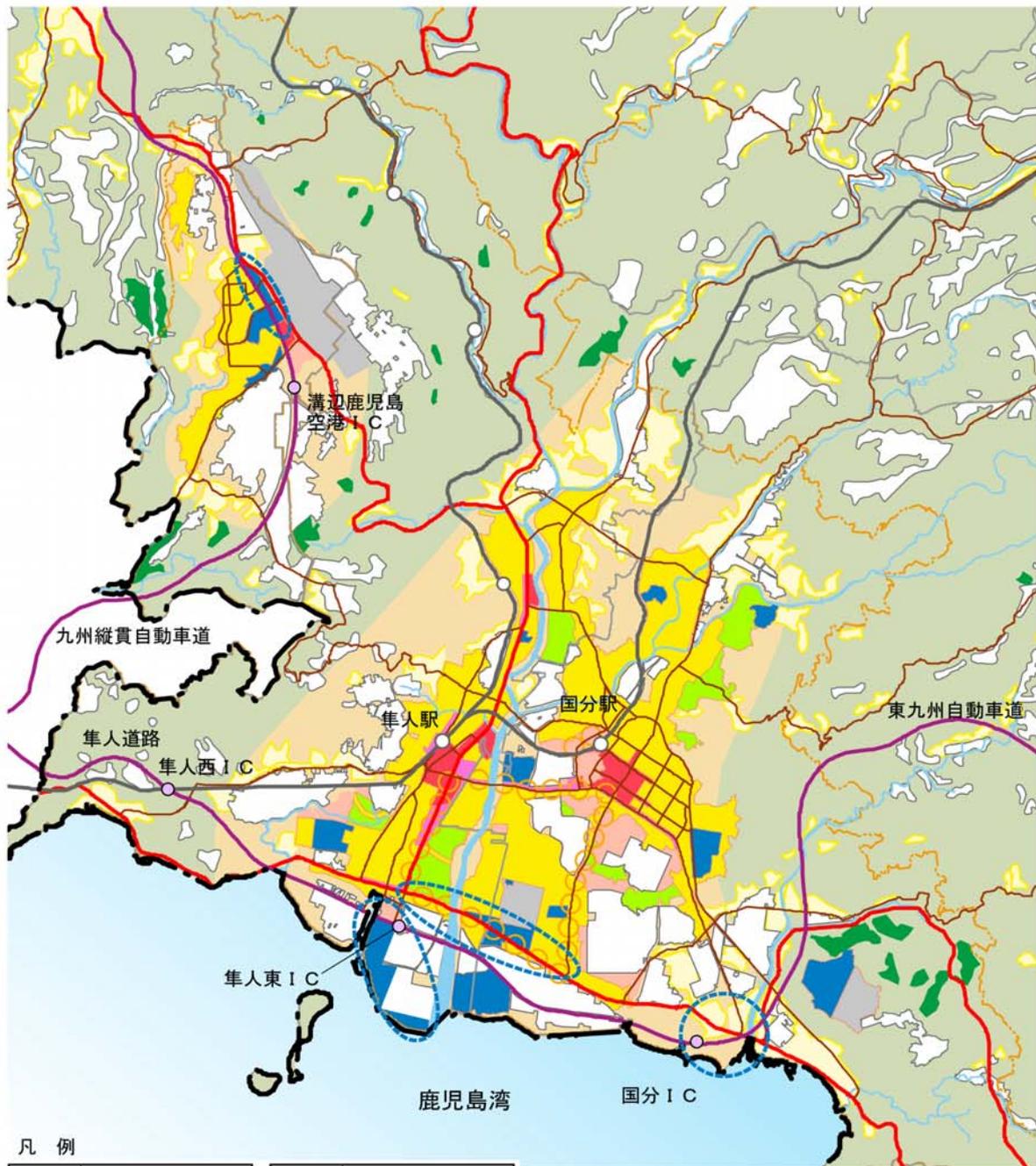
■ 土地利用方針図



凡例

	低層住宅地		農用地
	一般住宅地		保安林
	商業・業務地		市街化適正誘導区域
	近隣商業地		用途地域指定区域
	沿道サービスゾーン		都市計画区域
	工業地		河川
	流通業務ゾーン		高規格幹線道路
	大規模施設		主要幹線道路
	田園住宅地域		幹線道路等
	丘陵森林農業地域		鉄道・駅
	山岳森林地域		地域界
	集落地		行政界

■ 土地利用方針図（拡大図）



凡 例

	低層住宅地		保安林
	一般住宅地		市街化適正誘導区域
	商業・業務地		用途地域指定区域
	近隣商業地		都市計画区域
	沿道サービスゾーン		河川
	工業地		高規格幹線道路
	流通業務ゾーン		主要幹線道路
	大規模施設		幹線道路等
	田園住宅地域		鉄道・駅
	丘陵森林農業地域		地域界
	集落地		行政界
	農用地		

2. 市街地整備及び住環境整備の方針

2-1 基本的な考え方

- ・既存の都市機能ストックの有効活用を図りながら、都市の再生・再構築を図り、災害に強くコンパクトな都市づくりを進めます。
- ・都市基盤が整った住宅市街地や工業用地を確保するため、土地区画整理事業などの面的整備事業や、地区計画、建築協定等の規制誘導手法の導入を検討します。
- ・多様な個性を持つ地域特性に応じて、利便性・快適性や自然環境等を生かした住環境の整備を図り、地域住民の生活環境の向上に努めるとともに、団塊世代や若い世代のI・J・Uターン*による移住・定住を促進します。

2-2 主要な市街地整備の方針

(1) 市街地整備の推進

- ・JR国分駅、隼人駅周辺の市街地については、県央地域中核都市としての高次な都市機能の集積と地域住民の利便性の向上、交流人口*の拡大を目指した整備を図ります。
- ・国分地域については、歩行者の回遊性や地域内緑地の保全に配慮するとともに、面的整備手法の活用について地権者や関係者とともに検討します。
- ・隼人地域については、都市構造における役割に応じ、基盤整備や地区計画等の市街地の誘導策を検討します。
- ・各地域拠点については、都市基盤の整備を優先的かつ計画的に推進し、生活環境の整備、都市機能の充実を図ります。

(2) 土地区画整理事業の促進

- ・隼人地域で実施中の浜之市地区土地区画整理事業、鹿児島空港周辺で実施中の麓第一地区土地区画整理事業の早期完了を目指すとともに、JR隼人駅東側において、隼人駅東地区土地区画整理事業を推進します。
- ・今後とも、基盤未整備地区では、市民や関係者の理解と協力を得ながら、面的整備事業の必要性を検討し、実施に努めます。

(3) 地区計画、建築協定の活用

- ・大規模開発や面的整備事業等の実施区域においては、地区計画、建築協定の導入などにより、適切な土地利用の誘導を図ります。
- ・また、それ以外の地域においても、地域の特性に応じ、快適な都市環境の創出を図るため、地区計画等の導入を検討します。

2-3 地域の特性に応じた住環境整備

(1) まちなか居住の推進

- ・JR 国分駅、隼人駅周辺の市街地においては、活性化を図る視点から、買物客の回遊性向上のための整備や街並み整備などとあわせ、都市型住宅や高齢者向け住宅等の供給を促進し、“まちなか居住”を進めます。

(2) 既成市街地の住環境の改善

- ・道路が狭隘^{きょうあい}で木造老朽住宅の多い地域においては、住宅の建替えにあわせた狭隘^{きょうあい}道路の解消やオープンスペースの確保、住宅・建築物の耐震化・耐火化等を誘導し、安全で快適な住環境の向上を促進します。

(3) 郊外住宅地の活性化

- ・田園住宅地域内の住宅地などの郊外住宅地に関しては、多世代が混在・交流するバランスのとれたコミュニティの形成を目指し、宅地分譲や住替え等の情報を発信するとともに、高齢者にやさしく、子育てのしやすい住環境の整備や地域のニーズに応じた多様な機能の導入などを進め、より快適な暮らしの実現を目指します。

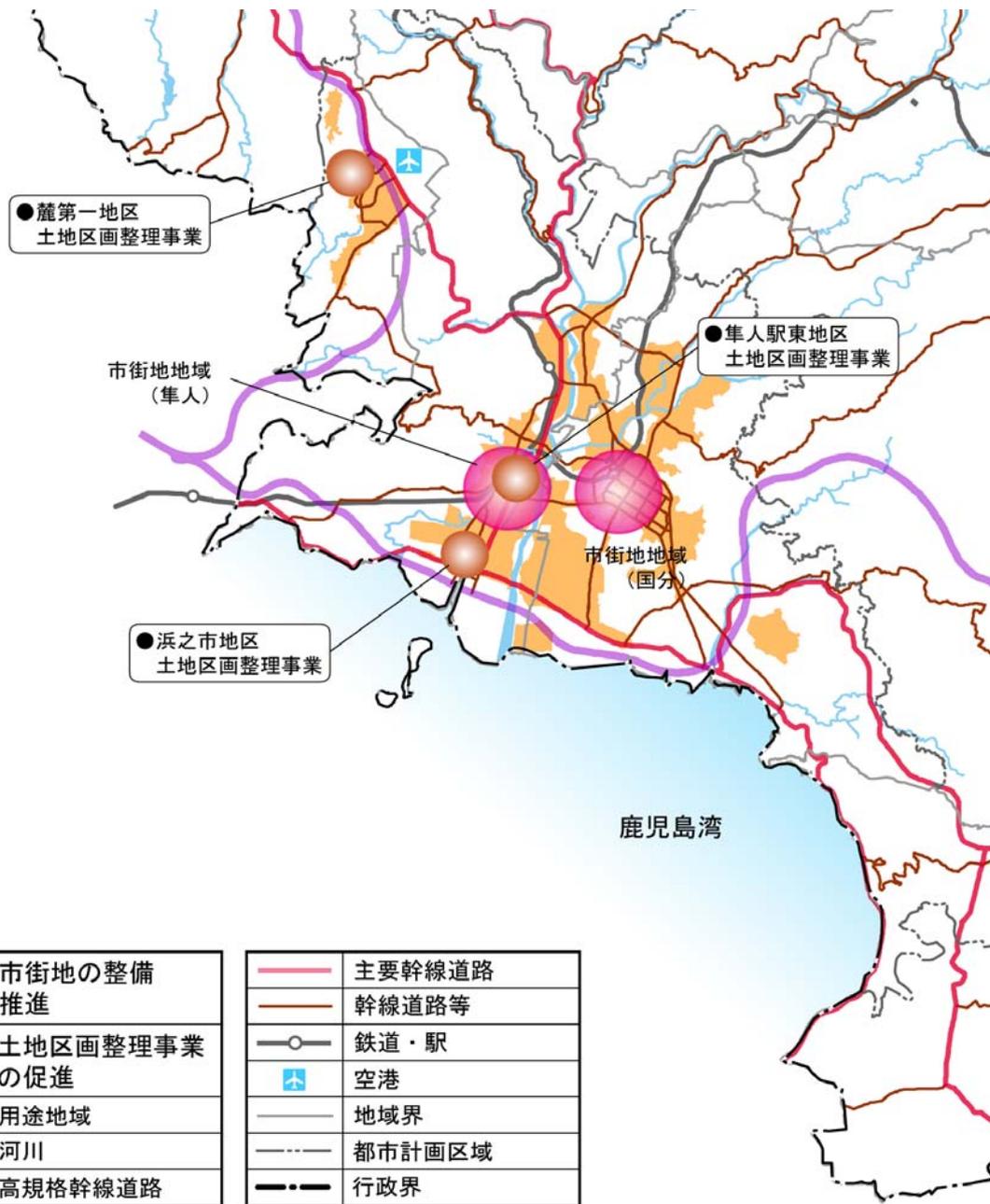
(4) 中山間地域への定住促進

- ・豊かな自然環境に囲まれた中山間地域の魅力を都市部へ広めるとともに、霧島市移住定住促進事業^{*}による助成制度等の周知に努め、二拠点居住希望者やI・J・Uターン希望者の定住を促進するなど、都市部との交流を進めながら地域の活性化と定住の促進を目指します。

(5) 住民による良好な住環境の形成・保全

- ・地域の特性に応じた良好なまちなみ環境の維持・改善と市民によるまちづくりを推進するため、建築協定、緑地協定^{*}、景観協定^{*}等の締結について、積極的な支援を図ります。

■ 市街地整備・住環境整備方針図



3. 道路・交通施設整備の方針

3-1 基本的な考え方

(1) 快適で利便性の高い交通ネットワークの形成

1) 総合交通体系の確立

- ・高規格幹線道路や鉄道、鹿児島空港、港湾などの広域交通体系の整備を推進し、観光や産業などの広域的な交流ネットワークの形成を図ります。
- ・市民や観光客などの移動を簡便にするとともに、地域住民の交流を促進するため、多様な交通手段による総合的な交通体系の構築と交通機関相互の結節機能の強化に努め、自動車交通に過度に依存しない都市づくりを目指します。
- ・国分・隼人の市街地を除く中山間地域においては、安心して日常生活を送れるよう、農林業施策とも連携しながら、地域内及び市街地との交通アクセスを容易にするよう努めます。

2) 円滑な道路交通ネットワークの形成

- ・道路については、霧島市総合都市交通計画*に基づき、市内における適正なネットワークの形成を目指します。また、機能分担の明確化により、通過交通と域内交通の分離を図り、円滑な交通の確保と安心・安全な歩行者空間の創出を目指します。

3) 公共交通の充実

- ・公共交通については、観光施策や企業誘致施策などと連動させ、路線や便数の充実と利用者の増加に努めます。

(2) 効果的な交通ネットワークの整備

- ・交通ネットワークの整備に関する事業は、市民の意向を把握しながら、費用対効果、緊急性及び地域投資のバランス等に配慮しつつ推進します。また、これまで蓄積してきた既存ストックを有効に活用することを前提に、将来、維持管理等において過度の負担が生じないように配慮します。

(3) 市民に親しまれる安心・安全な交通環境づくり

- ・交通施設の整備に際しては、ユニバーサルデザイン*や環境共生に配慮するとともに、駅など交通結節点における交流機能の充実や市民との協働による道路環境等の整備などを通じ、市民に親しまれる環境整備に努めます。

3-2 主要な施設の整備の方針

(1) 道路

1) 幹線道路整備と渋滞対策の推進

- ・バイパス道路の整備や空港・港湾など地域の拠点施設を結ぶアクセス道路の整備を推進するとともに、既存道路の拡幅、危険箇所の補修や改良により、幹線道路の渋滞解消を目指します。
- ・国道・県道については、道路整備の促進を図ります。
- ・交通需要マネジメント（TDM）*などの渋滞対策の取り組みを検討します。

2) 都市計画道路の整備による道路ネットワークの拡充

- ・土地区画整理事業などとも連動しながら、都市計画道路の計画的な整備を進め、市内の円滑な移動の確保を図ります。
- ・長期間にわたり整備がされていない都市計画道路については、霧島市総合都市交通計画等を踏まえ、必要に応じた見直しを図ります。

3) 生活道路等の整備

- ・生活道路については、年次計画により改良工事や舗装工事を行い、あわせて道路標識の充実を図ります。また、老朽化した橋梁対策を進めます。

4) 安心・安全な道路空間の整備

- ・バリアフリー化やユニバーサルデザインを推進し、歩行者優先の誰もが安心して利用できる道路環境の創出を図ります。
- ・交通事故発生件数が特に多い国分・隼人地域を中心に、交通安全対策として、道路反射鏡・防護柵等の交通安全施設の整備を行うほか、信号機の設置推進を行い、市外からの来訪者にもわかりやすい案内板や標識などの整備を進めます。
- ・踏切道の立体交差化や統廃合などにより、踏切道の安全性の向上と交通の円滑化を図ります。

5) 市民の憩いや交流の場として環境に配慮した道路整備

- ・花壇の緑化やオープンスペースの活用などにより、市民の憩いの場としての道路の整備に努めるとともに、道路緑化の推進と透水性舗装*の舗設、電線類の地中化等を検討し、潤いのある都市空間の創出に努めます。
- ・生活基盤である市道は、市民との協働による環境整備を促進します。

(2) 公共交通

1) 鉄道の利便性の向上

- ・鉄道については、平成23年の九州新幹線全線開通を見据え、利用者増に見合った運行ダイヤの適正化等をJR等の関係機関の協力のもと促進します。また、駅周辺においては、駅前広場などの交通結節機能の充実、ユニバーサルデザイン化を図るなど、利用者の増加につながる施策を推進します。

2) バス輸送等の維持・確保

- ・日常生活において公共交通を必要とする市民の移動手段確保のため、コミュニティバス*等の充実を図ります。また、民間バス会社との連携を密にして運行路線維持に努め、市民や観光客など乗客の利便性向上に向けた検討・協議を行います。

3) 港湾・航空の充実

①港湾施設・環境の整備

- ・将来の貨物運送需要に対応するため、隼人港（外港）の建設促進に努めるとともに、高速船の就航誘致等についても検討します。
- ・福山港海岸において、親水護岸*や緑地広場を整備し、親しみやすい港湾環境の整備を図ります。

②空港利用の利便性向上

- ・アクセス道路や公共交通機関の整備・充実により鹿児島空港の利便性の向上を図ります。また、県や関係機関との連携を図りながら、国内のみならず海外への路線やチャーター便の確保に努めます。

4) 駐車場・駐輪場

- ・駅周辺においては、駐車場や駐輪場の整備を図ります。また、市街地においては、民間駐車場の整備を促進します。



凡例

	高規格幹線道路		鉄道・駅
	インターチェンジ		空港
	地域高規格道路 (計画路線)		港湾
	主要幹線道路		河川
	幹線道路等		地域界
	整備予定道路(概ね10年以内)		都市計画区域
	〃 (概ね10年以上)		行政界
			市役所・総合支所

この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、整備予定の道路については、具体的な位置等を規定するものではありません。
「概ね10年以内」とは概ね10年以内に整備に着手することを含み、整備の完了時期を明示するものではありません。

■ 道路・交通施設整備方針図（拡大図）



凡例

	高規格幹線道路		空港
	主要幹線道路		港湾
	幹線道路等		河川
	整備予定道路(概ね10年以内)		地域界
	〃(概ね10年以上)		都市計画区域
	鉄道・駅		行政界
			市役所・総合支所

この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、整備予定の道路については、具体的な位置等を規定するものではありません。「概ね10年以内」とは概ね10年以内に整備に着手することを含み、整備の完了時期を明示するものではありません。